

## SOS-KANTO 2012 Study データ利用要領

### 第1条:目的

- 1) SOS-KANTO 2012 データ利用要領は、SOS-KANTO 2012 Study データの利用について必要な事項を定める。
- 2) データ利用の目的は、院外心肺停止に関する学術的な研究であることを原則とする。

### 第2条:データ利用の許可

- 1) 調査、研究およびその他の目的における SOS-KANTO 2012 Study データ利用の可否は、SOS-KANTO 委員会が協議検討し、決定する。
- 2) SOS-KANTO 2012 Study データ利用は原則、日本救急医学会関東地方会会員とする。

### 第3条:データ利用の申請

- 1) SOS-KANTO 2012 Study データを利用しようとする者は、別紙様式1-1を作成し、日本救急医学会関東地方会事務局(SOS-KANTO 委員長宛)に利用の申請を行わなければならない。その後、データ解析に先だって PICO を作成すること。
- 2) 利益相反については、当該研究に関わる経済的利害関係(財政的支援、雇用、顧問、株式の所有、謝礼金など)が存在する可能性がある場合、これを開示することを求める。該当する利害関係がない場合は、「なし」と記載することを求める。
- 3) 施設責任者は、SOS-KANTO 2012 Study データ利用者に対して管理・監督責任を負わなければならない。

### 第4条:協議検討

- 1) SOS-KANTO 委員会は、前条に基づき申請があった場合、利用の可否について協議検討を行う。
- 2) SOS-KANTO 委員長は、協議検討を行うにあたって、データを利用しようとする者に、申請のあった内容について説明を求めることができる。
- 3) SOS-KANTO 委員会は、院外心停止患者に対する心肺蘇生の救命効果の検証、関東地区における救急医療の充実等への寄与度、並びにデータ使用・管理の適正性の観点から、協議検討を行い、利用を許可する。
- 4) 検討協議の結果、利用を許可できない場合は、その理由を付して、データを利用しようと申請した者に通知する。
- 5) 検討協議の結果に対し不服のある者は、SOS-KANTO 委員会に不服申し立てをすることができる。
- 6) SOS-KANTO 運営委員会は、前項の申し立てを受けた場合、検討協議の結果について再審

査する。

#### 第5条:利用許可への付帯意見等

- 1) SOS-KANTO 2012 Study データを引用する研究者は、“SOS-KANTO 2012 Study data”が出典であることを明示しなければならない。
- 2) 統計情報の管理については、その使用者が責務を負う。
- 3) SOS-KANTO 運営委員会は、データ利用を許可するにあたり、データの適正な使用および管理を担保する上で、必要な意見を付することができる。
- 4) データの利用を許可された者は、承認された目的、方法以外にデータを利用してはならない。また、第三者にデータの譲渡・貸与・閲覧させてはならない。
- 5) データ利用をもとにした研究は、申請時の研究デザインに沿ったものに限られ、それ以外の使用を禁ずる。
- 6) 研究目的が完了したときには、複製されたデータの全てを消去しなければならない。

#### 第6条:雑則

- 1) SOS-KANTO 委員会は、データ利用を許可した案件を5年間保存するものとする。

#### 附則

この要領は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。